

智頭町ソーシャルネットワーキングサービスの利用に係る運用ガイドライン

1 このガイドラインについて

このガイドラインは、町のソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)を活用し、情報提供を行うための基本的なルールについて、必要な事項を定めるものである。

2 運営主体について

- (1) 運営主体は智頭町とし、総括管理は企画課とする。
- (2) 情報掲載は、運営主体より許可を得ているアカウント所有者であれば可能とする。

3 対象とするSNS

町以外の第三者が運営するインターネットを介して主にフォローしたユーザーに情報を発信する次のサービス・SNSを対象とする。

- (1) Facebook(フェイスブック)
- (2) Twitter(ツイッター)
- (3) LINE(ライン)
- (4) Instagram(インスタグラム)
- (5) YouTube(ユーチューブ)
- (6) その他、インターネットのサービスでアカウントを作成して、当該アカウントとして情報発信を行うもの

4 遵守事項

町でSNSを活用した情報発信を行う際は、下記の事項を遵守しなければならない。

(1) 発信内容

次に掲げる情報は発信できないものとする。

- ① 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- ② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
- ③ 違法行為又は違法行為をあおる情報
- ④ 町あるいは町と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報
- ⑤ 個人情報や町及び他者の権利を侵害する情報
- ⑥ 町のセキュリティを脅かすおそれのある情報
- ⑦ 単なるうわさやうわさを助長させる情報
- ⑧ その他公序良俗に反する一切の情報

(2) 投稿者への回答について

発信した情報に対する意見や質問に対して必ずしも返信する必要はないものとする。

5 アカウントの管理

- (1) 町は、定期的な情報発信に努めるとともに情報発信を行わない場合は、乗っ取り等により異常な発信を行っていないか定期的に監視を行わなければならない。
- (2) 町は、人事異動や年度が替わるときなど、定期的にアカウントのパスワードまたは管理者権限を変更するなど、適切に管理するものとする。
- (3) 町は、アカウントのパスワードについて第三者に知られないよう適切に管理しなければならない。

6 トラブルの報告

町は、管理するSNSについてトラブルが発生した場合の対応に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 批判等が殺到し、收拾がつかなくなった場合
 - ① 反論等は控え、冷静に対応する。
 - ② 一度発信した情報は拡散し、完全に削除することが不可能なことに留意し、誤りを直ちに認め訂正した上で、内容の削除を検討するものとする。
- (2) なりすましが発生した場合
なりすましが発生していることを発見した場合は、当該SNSの管理者に削除依頼を行う。
- (3) 事実と反する内容が投稿された場合
必要に応じて正しい情報を発信しているホームページのリンクを掲載する等の対処を行う。

7 その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は企画課が定める。